

H25 年度以降保存版

お店や会社の ごみの分け方・出し方 ガイドブック

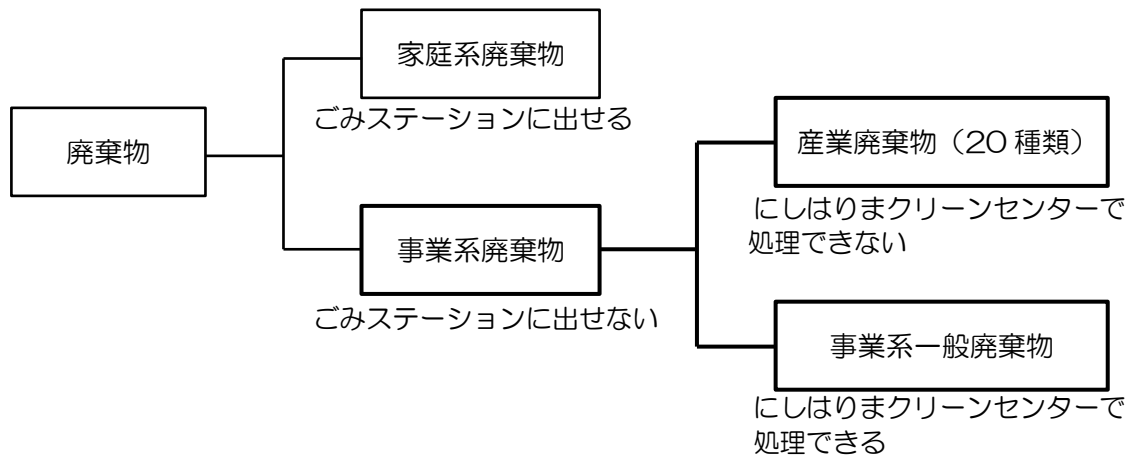
【事業系ごみの処理の手引き】



宍 粟 市

事業系廃棄物とは

●廃棄物の分類



事業系廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のことで、事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、社会福祉施設、官公署などが行う公共サービス等の活動も含まれます。

また、事業者とは、業種の種類や営利目的の有無、規模の大小にかかわらず全ての事業を営む者を含み、農業、店舗等の個人事業者から会社、工場、公共施設などで事業を営む者まで全てが対象となります。

事業系廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）に分類され、それぞれ定められた処理が義務付けられています。詳しくは、次ページ以降の事業系廃棄物の処理方法をご覧ください、事業者自らの責任で適正な処理をしてください。

●事業系廃棄物の家庭ごみステーションへの排出禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の規定により、市は事業系廃棄物の収集はしませんので、家庭ごみの集積場であるごみステーションへは絶対に出さないでください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：抜粋

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

事業系廃棄物の処理方法

●産業廃棄物の処理

別表「産業廃棄物一覧」に該当する 20 種類の廃棄物は、その種別ごとに許可を持った専門業者へ依頼するなどして適正な処理をお願いします。（にしはりまクリーンセンターでは受入れできませんのでご注意ください。）

なお、産業廃棄物処理（収集運搬及び処分）を業者委託する場合は、県知事の許可を受けた業者と契約する必要があります。（業者に依頼すると、契約に基づく費用が必要となります。）

詳しくは下記へお問い合わせください。

- ・兵庫県西播磨県民局環境課 TEL 0791-58-2137
- ・社団法人兵庫県産業廃棄物協会 TEL 078-381-7464

●事業系一般廃棄物の処理

産業廃棄物に該当しない廃棄物は、にしはりまクリーンセンターでの受入れが可能ですので、別表「にしはりまクリーンセンターの受入れ区分」による分別を行い、下記の方法で処理してください。

(1) にしはりまクリーンセンターへ直接搬入する

必ず事前予約（Tel 0790-79-8550）を行い、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（細分化された品目）ごとに分別して搬入してください。

なお、市指定のごみ袋やシールを使用する必要はありませんが、にしはりまクリーンセンターで下記の処理手数料を納付する必要があります。

※可燃、不燃、粗大ごみ・・・100 円／10kg（一の位を四捨五入し 10kg 単位止、ただし 10kg 未満は 10kg とみなす）

※資源ごみ（細分化された品目ごとに分別する必要あり）・・・無料

(2) 収集運搬許可業者へ委託する

事業系一般廃棄物の収集運搬を業者委託する場合は、市長の許可を受けた業者と契約する必要があります。（業者に依頼すると、契約に基づく費用が必要です。）

なお、許可業者については、下記よりご確認ください。

※市役所ホームページ

「くらし・手続き」→「環境」→「ごみ」→「事業系ごみ」
→「一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業許可業者の公表」
→「事業系ごみ収集運搬業許可業者一覧（PDF ファイル）」

●再生利用に供するもののリサイクル処理

廃棄物区分（産業廃棄物、事業系一般廃棄物）に関係なく、「金属くず」「ガラスくず」「紙くず」「繊維くず」は再生利用に供する場合、専門業者によるリサイクル処理もできます。詳しくは、お近くの専門業者までお問い合わせください。

《別表 産業廃棄物一覧》

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却かす
	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーパイドかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など、固形状液状全ての合成高分子系化合物
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切屑くずなど
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず（板ガラス等）、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	鉱さい	高炉、平炉、電気炉等溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
	がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ② パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの ③ PCB が塗布され、又は染み込んだもの
	木くず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ② 木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの ③ PCB が染み込んだもの
	繊維くず（天然繊維くずのみ）	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ② 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの ③ PCB が染み込んだもの ④ 羊毛くず等の天然繊維くず
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		

《別表 にしはりまクリーンセンターの受入れ区分》

ごみ受入れ区分	適否	処 理 方 法
可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	○	にしはりまクリーンセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する
スチール缶 アルミ缶	○ 特例適用	資源ごみとしての受入れは、家庭ごみと同様の分別基準により洗浄等を行ったものに限る（洗浄等されていないもの、また、分別状況等の確認が困難なものは不燃ごみで受入れ可） ※専門業者によるリサイクル処理も可能
無色透明びん 茶色びん その他の色びん	○ 特例適用	資源ごみとしての受入れは、家庭ごみと同様の分別基準により洗浄等を行ったものに限る（分別及び洗浄等されていないもの、また、分別状況等の確認が困難なものは不燃ごみで受入れ可） ※専門業者によるリサイクル処理も可能
新聞 雑誌・ちらし類 段ボール 紙製容器包装 紙パック	○	産廃区分（紙くず）に規定された特定の事業活動以外から発生したものは受入れ可能 ※専門業者によるリサイクル処理も可能
布類	○	産廃区分（繊維くず）に規定された特定の事業活動以外から発生したものは受入れ可能 ※専門業者によるリサイクル処理も可能
プラ製容器包装 ペットボトル	○ 特例適用	資源ごみとしての受入れは、家庭ごみと同様の分別基準により洗浄等を行ったものに限る（分別及び洗浄等されていないもの、また、分別状況等の確認が困難なものは可燃ごみで受入れ可）
乾電池 蛍光灯	×	受入れ不可

【にしはりまクリーンセンターの事業系一般廃棄物の受入れ基準】

- (1) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に該当しないもの
- (2) 地域の状況等を勘案し特例として管理者が定める次のもの
 - ・事務所等から排出される家庭ごみと同様の性状のごみ

※事業系一般廃棄物であってもリサイクル関連の法律でリサイクルが義務付けられた特定家電品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）やパソコン、また、タイヤやバッテリーなどの処理困難物等については、にしはりまクリーンセンターで受入れできませんのでご注意ください。

事業系廃棄物 Q&A

Q1 事業所とは？

A1 飲食店、店舗、事務所、病院、デパート、学習塾、ホテル、銀行、公共機関などが該当します。

Q2 少量であれば一般のごみステーションに出してもよいのですか？

A2 ごみステーションは家庭用のごみのみ出すことができます。商店や会社など、事業活動に伴って排出された事業系廃棄物は、量の多少にかかわらず出すことはできませんので、事業所の責任において適正に処理してください。

Q3 店舗兼住宅から発生するごみはどうしたらよいのですか？

A3 お店と家庭から出るごみは、事業系廃棄物と家庭ごみとに分けてください。家庭ごみはごみステーションへ出すことができます。

Q4 分別するのに、市指定のごみ袋やシールを使用する必要はないとあるが、どのようにすればよいのですか？

A4 任意の袋により分別されることをお奨めします。
受入れ区分ごとに分かれておれば特に指定はありませんが、汚水の流出や悪臭を発生させない工夫が必要です。

Q5 産業廃棄物として、あらゆる事業活動に伴うものの中に「廃プラスチック類」や「金属くず」が定められているが、弁当容器や飲料缶などの従業員の個人ごみや当該事業内容と直接関係しない事務所で使用していた不用品などもその中に含まれるのですか？

A5 そのごみが家庭ごみと同様の性状のものであれば、にしはりまクリーンセンターが定める受入れ基準の特例を適用し、事業系一般廃棄物として処理できます。

Q6 自社の敷地内なら、廃棄物の焼却や埋立ては出来ますか？

A6 廃棄物処理法では、廃棄物処理基準を満たさない焼却や埋立てを禁止しており、これに違反した場合は廃棄物処理法により処罰されますので、絶対に行わないでください。（5年以下の懲役もしくは1千万円（法人の場合3億円）以下の罰金、又はこれらを併科）

Q7 事業系廃棄物を一般のごみステーションに出したら罰則がありますか？

A7 事業系廃棄物を一般のごみステーションに不適切排出する行為は、不法投棄に該当し、廃棄物処理法による処罰の対象となりますので、適切な処理を心がけてください。（5年以下の懲役もしくは1千万円（法人の場合3億円）以下の罰金、又はこれらを併科）

- Q8 事業系廃棄物の処理を委託する場合、どのような処理が必要ですか？
- A8 産業廃棄物（再生利用に供するリサイクル処理は除く）を処理した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要です。
処理委託した事業者から回収された伝票は5年間保存してください。
- Q9 事業系廃棄物の処理方法で分からないことがあった場合、どこに問合せすればよいか？
- A9 産業廃棄物の所管は県、事業系一般廃棄物の所管は市になります。
[産業廃棄物全般に関すること]
兵庫県西播磨県民局環境課 TEL 0791-58-2137
[事業系一般廃棄物全般に関すること]
宍粟市市民生活部環境課 TEL 0790-63-3000（代）
[事業系一般廃棄物の処分及び直接搬入に関すること]
にしはりまクリーンセンター TEL 0790-79-8550